



正校

地方考穂集

九
十

□ 3

955

同會

印 攻

校正地方落穂集卷之九

目錄

- 一 許定并發端年歷の事 ○ 同者板定書の事
- 二 田畠永代賣仕置の事
- 一 公事方勝手方公角日并刻限の事
- 一 德川將軍家代トクガハキウジ精進セイジン日の事 ○ 紀州家代キウケ忌日イチの事
- 一 前マサニ仕置筋シキの事 ○ 外罪除セイイ日の事
- 一 追放輕重スルヘイヂウの事 ○ 過料クレワの事
- 一 差紙不參カシキの事
- 一 亂心ランシン人ヒトを殺スルせし者の事
- 一 追放百姓跡式ソハシヒツシの事

門號
卷 5

校正地方落穂集卷之九

一一一

一 酒狂ミカク 人ヒト 手ハンド 負ヌス 者モノ の事

一 同人コトヒト 打擲タタキ 者モノ の事

一 同諸道具コヨドウグ 様ヨシ 塵ソシ 者モノ の事

一 同自分ジブン 残キムク 付ブリ 者モノ の事

一 仕置者シラトモノ 先達サキダチ 拜借物ハイセイモノ の事

一 百姓持社ヒヤシケルシキ の事

一 評定所出役手テツヤシヨウ 代扶持方テイフジカワ の事

一 村方欠落者跡式ハラカラカタナケモノノアトシキ の事○ 所拂ハラハラ 者跡式モラモラ の事

一 倒ハラ 者見分ハラシキ 心得ハラハラ の事

一 千負死人見分ハラシキ 心得ハラハラ の事○ 手負人取扱ハラハラ 并忌ハラハラ べき品モノ の事

校正地方落穂集卷之九目錄畢

校正地方落穂集卷之九

信陽 東條耕子蔵校

○評定所發端年歴の事

一 元和元年の頃近コロアラシ の公事出入願訴訟の類ルイ 酒井雅樂頭屋敷ウタノタマヤ と安藤右京進金地院ヒラサ 小列坐コリツサツ と寺社出入共裁トモサイキヨウ 許有アリ 由寛永二丑年三月四日改ハラタキ 里是ハラシキ 評定所ハラシキ と号ハシメテ し看板カバン の面十二月二日より相定る

○評定所看板定書の事

一 寄合式日毎月二日十一日廿一日諸奉行立合四日十三日廿五日公用有コウヤウ 之ヒト 於エビシ てそ處引ハラシキ べき事

一 寄合所ハラシキ 評定衆ハラシキ の半刻出坐致ハラハラ し用隙明次第退散有ハラハラ べき事

一評定所へ役人の外一切參らべ、うゞぐ勿論音信停止の事

一公事人又介添を老人并々幼年病者の外停止の事

一公事訴詔人罷出候者仮令直參らうと雖も刀脇差帶を乞ふる事

一公事人親類縁者知音の好身と雖も寄合所は於て評定衆取持を乞ふる事

さる事

一國より來る公事人を江戸着の順に承るべく、当地の公事人と日々帳面にて先次承るべく但し承るべくして不叶儀歟又は急用ハ格別の事

一公事人へ不審申掛け候筋の役人を勿論惣坐中よりも遠慮あく存寄の趣申をき事

一公事裁許以後其筋の役人裁断の始末書留まつべくべき事

一公事其日より落着ふべき儀に重て寄合候、それ其上にて相済らる儀の言上致らるべき事

一役人宅にて承りし公事訴訟評定所へ出るべき儀有之よりてハ証文証据小お揃へ寄合所へ出し帶りふべき様致らるべき事

一預物長く不差置此度穿鑿致らるべき事

一裏判昇るゝ状を受取奉る者を其所の遠近と考へ日数を積り軽重より依過料あるべき事

右の条に相守らるべき者也

寛永二年十二月

○田畠水代賣店仕置の事

一賣主牢舎の上追放本入死候時の子同罪

一買主過怠牢舍本人死ハ時ハ子同罪

但レ買レ田地賣主の代官又ハ地頭へ取上爲し

一證人過怠牢舍本人死ハ時を子同罪

一質ヌ取ル者作取ルて貸置者より年貢役勤レヘど永代賣内然の由
仕置組レ之を頼納と云

右の通田畠永代賣實停止の後寛永二十一年十一日仰せ出されレ也

○公事方勝手方並用日并ヌ刻限之事

一公事方式日 列坐トワニ 二日 十一日 廿一日 明六ツ時始る

当月老中出坐カリ明七半時^午合月番奉行七時^未合其外^ト七半時^未詰アリ

一同評定日 四日 十三日 廿五日 四ツ時始る

一月番奉行斗リ六半時詰其外ハ五時^未

一同内寄合 六日 十八日 廿七日

奉行中宅^{トメヤク}と寄合有之番役中とも四時^未

一勝手方 七月 十六日 廿六日

但レ^{タダ}筆方勝手方惣寄合

○徳川將軍家代^ト精進日の事

初代東照宮 元和二辰年四月十七日 日光

二代台徳院殿 寛永九申年正月廿四日 芝

三代大猷院殿 康安四卯年四月廿日 日光

四代嚴有院殿 延宝八酉年五月八日 上野

五代常憲院殿 宝永六丑年正月十日 全

六代文照院殿	正徳二年十月十四日	芝
七代有章院殿	同 六申年四月晦日	全
八代有徳院殿	寛延四赤年六月廿日	上野
九代惇信院殿	宝曆十一巳年六月十二日	芝
十代浚明院殿	天明六年九月八日	上野
十一代孝恭院殿	安永八年二月廿四日	全
十二代文恭院殿	天保十二丑年閏正月晦日	全
十三代慎徳院殿	嘉永六年七月廿二日	全
十四代溫恭院殿	安政五年六月八日	全
十五代昭徳院殿	慶應二寅年八月廿日	芝

○紀州家代々忌月の事

南竜院殿 正月十日 清溪院殿 八月四日 高林院殿 五月十四日
源覺院殿 九月八日

○前く臣仕置大概の事

一、木林木盜ススミ取トリル者モノの事 是コレト代官手代見今ヨ差遣ケンジンハレ紛コロシキアリバ
ヘド牢舍申付置死罪ロワニヤの上獄門子死罪タツモジコロシ
一裁許破サイキヨブの事 是コレト裁許済ハシギリ儀マサニト破ハズリ者モノを檢使ケンジンのト、五十日或ハ百日
過タダ急申付誤アラリトハ赦免シマム
一代官背ハグきト者モノの事 是コレト代官申付ヒム背ハグキ由相閔ヨシモチキヘトヘヘド牢舍申
付日數相立誤アラマリテ肯ウカ代官伺ハタクヒトト出牢破トツラハズベシ
一地頭ゲトウ背ハグきの事 是コレト僉淺セシヤの上アマガウ老中ヨリへ相同ひ品モノよ寄追放遠島或ハ死シ
罪ギヨリ申付る又ハ地頭ジドウヘ社下ジシヤ自分シナ仕置シテ申付べき旨シナ仰渡ギ羨シ有リ

一料所の名主私慾の事

是を名主私慾有之由百姓共申出トヘど詮残
の上私慾よ極リテヘど仕置申付又百姓申掛けトヘど是亦仕置申付
一田畠永代賣の事

是と田畠永代賣致レトヘそ賣主加判の者追牢舍
申付賣主ハ出牢の上江戸在所追放買主ハ金子損失よ致し出牢申付

在所ヘ相取し加判の者を過怠牢舎のとゆく構ふく差戻を賣主并ニ
請人共親存生ヨリヘぞ子構ふく親お黒リヘそ親の代リ子右同罪

一田畠頼納賣買の事

仕置永代賣ヨ同じ

一貨田畠之事

是ハ證文吟味の上年季と限名尋差名主加判有之ト
ヘモ二切作徳三十日限り清まぐき旨證文申付其上にて端リトヘど

貨地金主方へ渡マセバ

但レ日限ノ事其後セキタカモアダクキ
セモシ

一船荷物盜取賣買致レシ者ノ事

是と船荷物を盜み賣買致レシ
約きあくルヘそ牢舎の上死罪

一先住借用金の事

是と先住借用金銀有之段後住知らムと入院發
しひ以後先住の借金申出トヘど右金子證人共ニ申付後住ニ構ふレ
但レ先住借金承知の上入院致シテヘそ右金子濟マギマ旨證文申

付勿論證人共ヘ加判申付

一凶死及び通リル者ノ事

是と其身又於て獄門ニ行フ

但レ當時セリム

一細工人弟子の事

是と細工人弟子師匠の方ニ無理又暇と取同ジ細工
致レ師匠の業妨ヨ成ル旨許ヘ出トヘど師匠の内職務を間敷旨證文申
付師匠ヘセ下附外商賣人も右ニ准ニ

一奉公人の事 是と主人氣々叶ひて暇出しひ候入と奉公人より暇取リ处給金滞りトヨ付主人訴詔致しレハビ請人へ金子育ヒテキ旨申付且欠落者を給金セ尋も請人ニ致させ給金消ミレハビ永尋申付一奉公人取逃并町人手代引負の事 是と奉公人取逃致しレハビ先給金育ヒテキ旨並ユ三十日限リ尋申付置其上ヨリ尋出をレハ取逃品く請人辨レバ指申付た清トヨ上モ欠落者永尋申付但し町人手代引負致シレハト金子消きセ手鎖を掛請人へ預け引負金給金共消切ハビ当人を牢舎申付引負う金高ユ应じ或ハ追放遠島申付る引負矣落致シレハビ是又請人ニ給金育ヒテク旦欠落者も尋覓ヒテキ旨申付其上ヨリ尋出ゼルハビ引負金請人ニ消きセ出入清トヨハビ欠落者レ是亦永尋申付る

附奉公人欠落并ユ手代引負の後訴ヘ出レハビ裏判ヒ出し若レ對決致シテ以テ内証アリて事清トヨハ引負致レ者も構ひふし
一主人へ難題の事 是と金淺の上林モアクド次第モ寄リ過急申付
一駆動付の事 是と金淺の上双方共牢舎申付置頭取の者江戸在所追放牢内トヨ逃出并ユ手鎖脱レの事 是と金淺の上死罪
一町人帶刀の事 是と金淺の上追放
一密通の事 是と夫ウム女と密通致リヘト男女とも死罪且密會致レ
セ見届ケ斬殺レバ夫夫ニ構アレ女ニモ男ヲモ一人と殺し誣淺の上密通致シテ由申レヘト牢内トヨ於て拷問ト遂ケ若夫申掛けよハビ其者解死人密通紳モアク夫ニ構ヒフし
但し夫ウム女と呂査ヘ主人手と付けレモ主人を密夫ニ相成ラム

一縁々就き乍ら女と密通の事　是を夫あき女と密通致しれど死罪又及
ケル男女共金錢の上牢舍申付落着の上女を親元へ廻し男へ追放
一主人の娘と密通の事　是を淫淺の上速島又を死罪

一夫りる女へ艶書の事　是を夫りる女へ艶書と付レヘど金錢致し密
通致まじて夫りる女と擇ふし艶書遣シレ者へ密通も内游故死罪女も
其時の金錢次第申付る○先年室賀山城守大坂町奉行勤後中大坂天
満町又於て夫りる女へ下男艶書と付レ延革引致し度ニ又及び若
し夫へお知りてと迷惑存じ井戸へ身を投レ處家の者見付差
苗ヶ付出入又及び吟味の上下男引廻の上牒もお成女と擇ふし
一出家難題の事　是を金錢の上脱衣せしめ牢舍の上死罪申付

附出家女難題申掛け者を品々寄遠島又ハ死罪

一車借并日ふし錢の事　是を日ふし錢致する者と牢舍金子車借致
しけ者借金取上ふし

一仲間出入の事　是と商賣物或ノ請負事の仲間とて出入又及レヘど
証文か吟味の上對次第致をべき旨申渡し取上ふし

一相請の事　是と人請店請金銀並々質地お請立する者と牢舍追放
無尽の事　是を証文又無尽の文言以れど取上ふし

一無尽帳預り金の証文捺ヘレ者の事　是と金錢の上捺をあくレヘど
牢舍申付置追放或ハ速島

一評定所奉行所とて裁許交レ上久落致しけ者の金子の事　是ハ
預り金并々賣掛有之評定所并々奉行所とて裁許の上日切証文申
付置レ處金主久落致しけヘど惣て久落者の家財未欠所又成レ故右

金子滯り候者々評定所奉行所へ納りさせ
一評定所奉行所にて裁許又及び上外の科所に仕置候成候者の金子
の事 是を右内断

一右同所々於て申付候日切手形落し候者の事 是を日切手形落し候
由訴候出候へど尋出しひ候申付其上とて尋出だらへど半年程過怠
申付其上差附と以て相手の者と呼出し前方の苗書を見合せ新証
文申付前くの如く金子取上させ候

一立替金の事 是を諸式立替金當入店清或ひ大屋店下清或ひ出店寄
親かを段々評定の上申付其時の吟味次第其筋へ申付る
一引取者并々届受候者の事 是を出入清と申候る内を何方へも出
づるとふれへども大屋並々清人か出入引清外へ引渡し度旨願出候

へど相渡し候是を其時の金後次第より申付尤も出入引清追拂ひ致公
旨申付へど追拂候せ候もなり

一目安差紙受取する者の事 是を裏判候る目安并々判形候る差紙と
相付候墨付候れ候ふ有之旨申し受取する者ハ更に差紙と以て
呼寄せ過怠とて手鎖申付三四十日お立ち之を免を

一養子妨げ候者の事 是を人の養子を妨げ候者を金後之上過怠とし
て牢舎申付候日數お立ちへど養子の候候前方約束致し候者の方へ
遣レト様申付

一逃散百姓の事 是を地頭へお願ひ候旨申渡し奉行所とて先取
上あく差置然候共數度願出候へど内意と清金後と遂候もなり
尤も上より差因として金後と遂る美もなり仕置を金後次第申上る

一遊女ソラヅナの事 是シテ人の娘ムカシを養ヤウ女ヨウを貰モラひ或ハ下女シマツ又ハ台抱タメへ又ハ誘引アシガタ出スし遊女ソラヅナを賣ラる者ヒト江戸中ヨコハマ引廻ヨリハシしの上アベ疋フチ又ハ行ハシひ證入セイジンも死罪シナギ申付シナガバる尤モ身代金シンドイと当入タマハタの店請タマハタ或ハ口入クモニ入ル人の店請タマハタへ申付シナガバる右モ前マサニこの店請タマハタ筋カタ大概カタカタ此コト如シテ心得シテの考ノク之シテ記メモを猶ホチ其シテ時の店制法タマハタヒツガを守マモうべきあり

○死罪除日シキスの事

一死罪店請除日シキスり儀繫エキと定シテふし精進セラジン日其外祝儀事エキシテ日定日シキスの精進セラジン日其外朔日十五日廿八日五節ゴセツ乞カタを心付手鎖ハサワカかも遠慮アリヨをばし定式テラシキの除日左シナガバの通り

十月廿一日 十二月廿一日 十一月廿七日 七月廿七日 五月廿二日

古誕生日クタンゼイ

古忌日クニチ

正月十六日 二月廿一日 五月六日廿六日 六月四日廿九日 廿十月廿一日

十一月廿六日 廿十二月廿一日

○追放輕重シカシハタの事

一重追放シカシハタ 関八州武藏、伊豆、相模、上野、山城、攝津、駿河、甲斐、尾張、紀伊、堺、奈良、長崎、東海道筋、木曾路筋、

一中追放シカシハタ 江戸十里四方、京、大坂、奈良、堺、伏見、長崎、東海道筋、木曾路筋、日光道中筋、甲府、道中筋、甲府、名古屋、和歌山水戸

一輕追放シカシハタ 江戸十里四方、京、大坂、東海道筋、日光道中筋、甲府、

一江戸追放シカシハタ 江戸十里四方、但し此處カタハタの所シテ書付キサフ候マタタクる右追放輕重シカシハタより其者の住居せし所シテ其國シテ一ヶ国シテ構タマハタひ但し江戸追放

を江戸十里四方并々其居村と構へあり都て追放ハ評定所^{トキワガタ}を申渡さ
き其上小人目付町同心立合^{トキワガタ}と常磐橋外^{シカウ}を連行追放を
一 手拂^{ヒラフ} 是を居村と勿論江戸中に構あり私領の者と居村并々其城下
半^{ハーフ}斗^{ドウ}と構へ組し一領文配^{シハイ}とも他村と構ひふし
一 追院 料^リの重き^{モロ}其村并々江戸中に構ふ軽き^{カマ}其村中斗夫^{ドウフ}ナリ輕
きを其寺中斗^{ドウ}構ひ又成る

○過料の事

一 過料村方へ拂^{スレウ}る時^カ一村高百石^カ付大低錢十五貫文人數^{スミナ}拂^{スレウ}る時^カ
廿人以下一人^カ付錢三貫文定^カせ人以上を惣人數^{スミナ}五貫文位あり尤
も其時の品^カより増減^カ右過料錢^カ都て伊奈家の拂^{スレウ}り^カ半左
衛門役所^{エモンヨウショ}へ納^{アハ}る^カあり

○差紙不來の事

一 公事訴詔人呼状遣^{ハシメテ}來^{スル}る時^カ重^{カニ}出^{スル}節手鎖申付來^{スル}

一 处向後定書の通り過料申付べき旨^カ享保十一午十一月三日相定る

○乱心^カと人を殺^{スル}せし者^カの事
一 古来^カ亂心^{スル}と人を殺^{スル}せし者解^{スル}死人^カ又^カば^{スル}し處後年評殘^{ハツヤ}の上^カ
構^{ハラシム}ひふき^カ享保二百年六月廿九日相定る

○追放百姓跡式の事

一 追放の百姓田畠敷^{カシタヤシキ}諸道具是^{カシタ}久所^{カシタ}ありし處向後^{カシタ}と家諸道具^{カシタ}又^カハ

構^{ハラシム}ひふき^カ享保二百年六月廿九日相定る

○酒狂^{ミクダ}と人^カと負^{スル}せし者^カの事

一 酒狂^{ミクダ}の上人^カ又^カ痴^{キスコ}付^{スル}者^カハ其主人^カへ預け置^{カシタ}痴受^{スル}者^カ平愈^{スル}ま^カバ療治^{スル}

代と出立べし若し療治代出レ難き者ハ脇差と取上痴受レ者ヘ下酒狂人を主人へ渡し右療治代痴の大小ニ拘フゞ中小性体の者銀二枚徒士ハ金一両中間を銀一枚出立せ痴々被し者へ下

○酒狂と人を打擲せし者の事

一酒狂と人を打擲せし者ハ身代限り諸道具取上打擲よ逢し者ヘ以下右の趣主人へ断りし時久落の由申をと主入方を罷出三日の内ハ久落よお立だ

○酒狂と諸道具損せし者の事

一酒狂と諸道具と損せし者ハ過料出を損失の者へを下過料出し難き者ハ身上限リ申付らる

○酒狂と自分と痴付し者の事

一酒狂と自分と痴付外ニ科ふき者ハ痴養生又及リビ早速主人ヘ引渡
一仕置ヨ成し者前く拜借物の儀々弃捐モ
○百姓持社の事

一百姓持の社と寺院別当の由申争ふ時右社の鍵と寺ニ所持ふされ什物帳は其者の名印ふき時と寺院申今立て

○評定所出役手代扶持方の事

一評定所出役手代扶持方ハ一人ニ付二人扶持充并ニ筆墨紙蠟燭代と社下あり又右の外式日出會の定日とお除き内寄合臨時評定臨時寄合并ヨ苗役ヘ公用ニ付罷越と節の分日數定め外一人扶持充増扶持并ニ召連し者の日雇賃も右日數を以て社下苗役吟味の上口上書ニ押

切印形出をよ由り是を以て勘定相立すあり右ニ享保十一年の春出役手代お願ひ伺の上定る

○村方欠落者跡式之事

一 村方欠落者日限尋申付相見へぞ永尋よ成ても相知もど右の者所持の田地家財小なりて咎ふき者あれど欠落より相成らば若し妻子あくび品々寄り分散コシルよもあらぬり然し當人知せば上カシタクを賃方カツカソシの先カツカソシを取上ふし然を共家督お続の者らば其者引受るを以り惣マジキトコラヘ秀ヒ心得違フタトコラヘ秀ヒ取上同ひしあれば決ハタチトコラヘ秀ヒ取上の儀同ゲダ申間敷マジキトコラヘ秀ヒ心得違フタトコラヘ秀ヒ取上同ひし類ツカラシ處附紙ツカラシ右の通下知カシタクしれあり

○所拂の者跡式之事

一所拂の者跡式トコバラヒ構アドレキひぶし然カタ共決ハタチしたる法と申よてとふし但シヨガし伺シヨガよ

田地家財アシナカサイ小妻子カサインよせ下アシタ付タタキと申儀カハ書シツひ筋ハシの由事ヨウジにより品コトくらむと故其節スズ内意ナイイ伺シヨガひま

○行方知スル者死骸スル見分セツの事

行方スル知スル者スル村方スルと倒ハリ死スル見分セツの節スルを村役人スル其外百姓スル立合スルせ打痴シテコロ斬痴シテコロ或スル縊殺ヤハシキせし哉ヤハシキの趣熟トクギと吟味ギンメイと遂委細トゲイサイ貪淺モモキの上懷中物スルカモモキの有無年齡衣服ウムチヨウイイケの色品帶イロレナカヒよ至スル迄口上書マサニよ哉ヤハシキせ之シテと取ハシり惣身無痴スラシムキと怪スルき僕ハシマもあくゞ其趣スルの口上書マサニよ取ハシべし見分セツ吟味ギンメイ残スル方スルあくスラシムキ宵ハシマ早速飛脚ハシマと以スルて伺シヨガひ下アシタ知スル上三日マサニの内曝ハシマし施主出ハシマをと其終スルと桶ハシマ入其場所スルよ埋ハシマるとも又スルと埋ハシマめ難ハシマき場所スルあくスラシムキが最寄寺院ハシマへ埋ハシマひし板ハシマ又スル倒ハシマきし場所スル人の往来ハシマふき所スルあくスラシムキが村境ハシマの往来ハシマする所スルへれと建ハシマ倒ハシマき者男女スルの別年齡スル并スル衣服イフツ懷中ハシマの品追ハシマ書付ハシマべし但シヨガし懷中ハシマの金銀スル有スル

之とも書付へうゞは是を偽と防ぐ為より右雜物金子小を村役人立合の上寺院へ預け書付と取置べし右の者の親類も尋ね来らばるよ於て右の品々寺院へ法事料も納むべし又怪き儀からば口上書も見分の趣を書取夫より吟味の次第ハ其時の品より如何程もりべし惣で倒者も取扱ひも品なり事あり仮令ハ腰差一腰もとも紺布着レ下帶も紺羽二重も用ひし倒者も土間も筵と敷其上も伏させ頭の見へゆる様も筵と掛置あり又右の通の衣服下帶も兩刀も帶しなる倒者も土間も戸板を置其上も布團を敷上よりも布團を掛右ハ何とも頭を隠さずし但し右の体そもそも木綿の下帶を用ひし武士町人も拘りし土間も伏させ頭を出し袴と掛け置あり下帶もハ曝サラ及りだ取捨も多り是ハ無宿も准じ非人の手も掛るあり又染布も下帶も及せ

レ倒者ハ鷹の者も准ぞ右何をも伺の上片付もあり
一倒者倒き様も品なり面と上もあつて倒きたる死人ハ惣丈七分三分も境へ掛るとも頭の方にて引受厄介もべきあり又面と下もて伏する倒者も足の方にて取片付をへし是を此著今近歩行来る方と死を遂あるも依てあり後へ倒すも時ももづもよて足前の方へ出る又前へ倒すも時ももづも頭前へ出るもあり都て足の通ひ長短も心を付べし如何なも倒すとも右も准どと推知べし又よく分別し難きハ両村引受も申付べし番々都て引受の方より出し隣村へ立會申付る

○手負死人見分心得の事
一手負死改るも惣て人の真向の中を一尺二寸横身と四寸も取あり
一打込底も長の四分一と深も取るをあり

一 痘と巾と取さるるあり是知らる故也 痘口をとせ
返り両方へむくきるとも元来瘡は巾へあきるもの也
一 横瘡の横身と四寸と取故一倍より切ても四寸あり勾
配へ廻りくる瘡ハ深し切下とりよ向前同し杼よ切
あるへ切込深きあり年前下り向ふ上りなるへ切下
あり然し横瘡ハ横よ立て何程切下方多くとも本体
と横瘡を以て体よ取るあり図下の如し

一 痘の様子檢使の者委細客体を書付口書を取添へ
上とあり口書の取様亦よ出走

一手負の者見分の仕方衣服小と脱せ改ること決して
為づつまじ手負の者身体痛まざる様隨分心附見分



をべし衣服の上より切レ瘡あれど其外衣服を切らどきゆうり上置見
今まし帶など解せると是亦宜し、うし氣弛みて絶入とらるるもの也
一 腸切口より出て瘡口見分成難き時ハ平皿の蓋へ真綿う吉野紙を敷き
其綿を下よりそどちひ上せば腸分り瘡口知るもあり但し此の如き
時々切口何寸腸何寸出ると書付べし深さ記ゆるもあり
一 都て手負の者見分の時ハ其道の醫師と呼寄せ手負人の客体をも尋
ね惣トモ取扱ハ醫師と致きを見分斗うばをべし尤も手負の助と成
あり不案内こそ取扱ひ何ぞ失のべる時ハ後人の不調法とあらわり最
初療治よ掛りし醫師の口上書を取べまあり

一 痘口の寸法を改るとハ曲規を以てすと取るべし丸もの形よすと取れ
瘡口格別長くあるもの也曲規を左右一文字よ宛てすと取るべし

一手負^{テヲヒ}百足付^{ムカテ}と有りあり山鳥^{ヤマトリ}の尾羽^{ヲバチ}を上^{ナシ}指^スてお^ハが決^ケて付^クう^ハる事^{アリ}

一手負の口書^{シテ}取^ル隨^シ念^ス向^リ因^リ糺^シ取^{ベシ}都^ヘ手^負の^キの輕重^{キヤウナシ}と其人の氣性^{キセイ}由^リ口^リ乱^スと^リ今^ハ近^シ正^キ氣^{モノイ}物^言の内^シ心^氣の疲^リを^シ依^テら^ムと本^心を^失ふ^ムあり箇^所の節^ハ叱^リ勵^マ氣^キと付^{ベシ}されば肝^{カシヨウ}要^シの事^ト向^くよ大事^ハの處^斗り^シ直^シ押^レ返^シと取^{ベシ}先^第一切^ハ相^手并^シ如何^ハ意趣^{イシユ}を^切られし哉^ハの旨熟^シと尋^{ベシ}外^ハ事^ハ氣^乱を申^ハ不^都合^ハあるとも相^手と^シ體^モり^シあり所^の者^も右^の趣^{シタキ}と傳^ハ聞^クを^奥書^ハ所^の者^の申^ハ趣^{シタキ}と^シ書^カへ取^{ベシ}又申^ハ口^盡く亂^ス前^後正^体あきこと^シ云^ハ取用^ハ難^シより立^合の親類^{シキニレドモ}所^の役^ハ共^シ其趣^{シタキ}の書付^シ取^{ベシ}其上^ハ其節居^シ合^シせ^ラ者^ハ

切^カられし場所^{カシミ}近^シ辺^ハ野^ハあ^ハど其辺^ハ作^ハ居^レ者^其外^少く^シ手^ガ掛^カけ^ハ金^ギ淺^ト遂^ハ吟味^{シタ}方^テ手^荒あ^ハど却^ハ言^ハば^ハるを^シセ心^得り^ハば^ハま^シ事^{アリ}

一手負人^ハの口書^{シテ}其者^印形^{シテ}身^体自由^{シテ}印^形なし難^シ時^ハ所^の名主^又親類^ハ重立^シ者^ハ受^取せ手^負人^誰申^ハ本^遠臺^シ之^シ付^カ右^の者^印形^拙者^受取^代と^リ口書^印形^仕ト^シの旨文言^{シテ}加^フび^レ

一手負の口書^ハ其者の名^ハ脇^{シタ}當何^シ何十^シ記^シべ

一右親類^{シキニ}村役人^ハ漸^ハに^{シテ}場所^ハ近^シ邊^の者^又家^の内^シその事^ハ其宅^の向^ハ或^ト隣^家か吟味^{シテ}上^ハ口書^{シテ}取^ル其外^其節^の時^宜より口書^取べき品多く^ハ一^ト免^{カフ}角^{ギンミ}吟味^{シテ}趣種^{シテ}よ^シる^ハ捺^シ約^シ取^{ベシ}

一手負見^{シテ}其の節添^{シテ}使^{カシレマ}奉^{ラハ}口書^ハ兩人別間^ハ隔^シ相^ロと取^ル事^ハ

ノ手負の妻子又ハ親於家來ホ其外立合し者の申口を引分て聞き吟味
致し合う合ひゆうと見る為より一人見分のときを手負の口上を取リ
清し上口を坐敷と隔て他の者の口を問ふべし尤も手負の口書ヨハ親
老村役人承知の印形と取リ其外の口書を村役人斗リ立合せ取ベレ
一手負ハ何疵ヨトモド胸ヘ血落入ヒハ肋うづける事有ア
一疵の瘡所ヨトモ肉薄き所ハ長の四分一セ深サ取り骨ヘ切入レヒ肋う
らみあり又急所キテ斬キシハ薄手リとも死を有ア箇指の瘡所ハ深知
シ由記ミベシ何とぞ知らる旨若し察当ルハ急所モ取扱ひ致し
難キヨ付深寸法取難く凡と見及レ所ハ何程位モ有ベく旨申上ア
一仮令ハ眉間ヨリ鼻の間と切下られ疵長四寸九分此四分一と見て深
一寸とし其頭の鉢ヘ切込ユ付生シ者有ア是ホのれハ眼鼻の間の凹

と深ニ取てよし

一鎗疵ハ深知シ難き故書ヨ及リビ勝出シハ其趣と書ベレ

一死人ハ疵の深ニ書ヨ及リビ長斗ヒ記ミベ

一キ負見シム行し節ハ先名主の宅ヨ看レ委細の様子ヨ尋ね食卓ホセ

レ隨分心セ若着始終の工夫ヒダレ静クヨ罷越美第一ア

一右手負ヨ付大勢科人ホシ出来べき様子アルビ隨分勘辨ヒダレ事ヒ小
兎角相手シム一人ハ大勢ヘ掛ラム様子モ然レ時宜ヨトモ
レ手負の当人を自分の苦痛ヒミタニモ依ヒ有リカニキムト云ム
キアリ都て檢使の耳ヨ入ヒハ閑流シテ成難左モハ無益の事ヨ手
間ヒキ小サキ事ヒ大キ成トカラア勘辨第一ア

一都て吟味の為方ハ扇子と開きある如くあひし扇ハ未廣きはども元
フニ束ね要ヒ以てメテ左ノ右ノ扇子ノアリ吟味リ此の如く廣うる事ニ次
扇ニ縮ムル様ニ取扱ヒ束ねて左扇ノ右扇ノ持よモル心得夢一あり
一見分吟味古隋口書残らば取揃リト止証又ト云ヒ取トアリ是ハ当人の
親妻子并々親た村役人百姓共の印形ヲ取ベシ其父ハ此度何この役
ニ付申上残レヒ僕名之付願申上鑿き筋決レヒ坐あくレヒと申文言猶
其時宜ニ依て書加ヘ然タゞき僕ハ書添右の者共の印形ヲ取ベシ但し
村役人を奥書ニ立合文言ヲ右の趣ヒ書加ヘ印形ヲ取ラレシ
一右ノ外定の木錢証文ヲ取アレ是亦付逗留中付非分ある僕又古馳走

がほしき僕一切仕うぐる趣書加ヘ取ラゲマキアリ

○手負取扱ヒ弄ニ忌べき事

一切腹ふど仕損じ腹ヘ刀ヒ貫き倒キシ手負ハ多く右ヘ倒シモ多ム
其刀を抜ヌハ刀ヒ両指ノヒテ挾ミ腹の皮ヒ机ヒ寄セ刀ヒ抜取バ其口ヒ
塞グベシ勿論皮ヒ右の方ヘ押寄テ塞グアリ然る時ヒ肉の穴ヒ皮の穴
ヒ喰違ヒヌアリ腸出げるアリ板坪の蓋モド金物ヒ疵の所モ當て後の
方より布ヒ引廻し緊ヒ結ヒ置バ醫師の来るゆヒ別条ふまえあまアリ坪
の蓋ヒ當るハ風ヒ厭ヒ又ヒ醫師來ヒ取アゲン時口痛マヌアリ只布
クヒ卷ヒ或ハ外の品ヒ當る時ハ血當物ヒ粘リ付引放ヒ時苦痛レ元気
疲ヌアリ又疵口ナリ夙入りハ破傷風ヒ云病ヌアリ落命を多アリ
一疵口ナリ腸出るヒ早くもくヒ入右の如クヒ置ベシ腸出るヒ其

併シと置バ風当リ膨き乾きて入兼命危し又血多く出シ止らぬ時ハ渡
布ヲ巻ベシ血止タナク
一手負ヨ女と近付ヅクビに仮令縫ノモ疵ツシモ破且心急乱申口絶
くとテ前後もアリ初め正氣ヲ申セシル跡口亂キヒハ初めの申
ロヨリ疑ひ出来て決定成難きて少ムアリ尤モ書上同ホシテグラレ
くアリアリ依て妻子たりシ女ハ側ヘ近付ヅクビ
一手負シハ腹立せぬ様モアリ嘔や縫ノル當坐トヤ尤モ慎ベキトアリ
カニコトモ旋口破ミアリ呪や縫ノル當坐トヤ尤モ慎ベキトアリ
一手負を眠らシベシ氣弛モ血死ナリヨ由リ療治致シ難キアリ
シ又奇怪ある夢と見て驚くトソリ然る時ハ身體破キ死ナリアリ
一手負シハ隨分力ヒ付又比興アリハ叱リ励モベシ手負の者眼うもみて
一

老リ生を死を又眼をもて傷くハ生アリ又日紅白の紙燭ヲモ顔と見
シヌ赤きハ生る左あきと死をアリ
一死をべき手負ハ足と踏延シ手と握リ詰ムリアリ
一深キツシ即死の者ハ疵の深と記をま及ノビ長斗と書アリ若し相手と
捕ヘシ時ハ功レ旨趣一通と尋ねベレ仮令理ハ強くとも片口ツシテハ証
と房難し依て只斬レ事と聞届キハよし殺セシ者何キヨリ解死人アリ
其外の吟味を前ヨ准モ都ヒ相手ハ厳しく搦メ置手の者ヒ番シ申付ス
アリ尤モ斬られし者の親族の内ヒ相番シ申付ス之ハ自殺と防ぐ為
シ勿論村方番人共懐中ヒ改めさせ扇子楊枝ハ又至る迄持セぬ様スモ
ベレ囚人ヒ下帯ホ迄外キセ手鎖ヒ打足ヨハ羈ヒ打腰繩ヒヒ屹度繁ギ
置口ヨハ管ヒ含モタアリ但シ吟味手間ジシハ団ヒ申付入置ベレ

一斬カキし者カツシテ知ルる時ハ殺スル活キし親類シレギ共平日コロ心當タマフタの有無ウムと尋ね又ハ村役人ムラヲへも入札申付或ハ銘メイく家内カナイと吟味ジミし刃物ハモツ衣類イリ小と改ハシケりし其節用ひし刃物ハモツ又ハ殷血ヨクキ付タケ取アラ令洗アブラケしても油氣スケ放スル又衣服アラハ其場ベと洗ハバ際立表ダラキテと知ルと綿ロタへ血タチの赤シミ立スルを被スルるをめあり其時シテの品ヨ由リ吟味シカタの為方種イロハベレ

東京 大月忠興 補訂

校正地方落穂集卷之九

校正地方落穂集卷之十

目録

- 一鯨分一定法之事○流鯨の節注進書之事
- 一鯨見分又罷越セキ手代吟味心得之事○同落札金高勘定之所へ書上之事
- 一同十ヶ一承立残金村方へ被下候同書之事
- 一金山問屋運上割之事
- 一檢地以後取箇付様之事
- 一私領と八組し御用の節書上心得之事○直參の名殿付之事
- 一諸納米金同の儀よ付定書之事○穢多煙込納米金之事
- 一巢庵鳥山取計ひ心得之事
- 一百姓割合物又付被仰渡し品之事○無地高類辨高之事

- 校正地方落穂集卷之十目錄畢
- 一 譲鉄炮舟積鉄炮之事
 - 一 傳馬町へ人馬申遣に次第の事○品川附出荷物貫目定書の事
 - 一 ハ木林伐出場所繪図の事
 - 一 山の木立見様之事○立木根伐之事
 - 一 私取之事○文物之事
 - 一大木見分之事
 - 一根伐せし木輕重取計ひの事
 - 一度塙出し川下の事○大木水上乗方の事
 - 一 材木才詰心得の事○鉄物之事

校正地方落穂集卷之十

信陽 東條耕子藏 校

○鯨分一定法之事

- 一 突鯨 廿分一
 - 一 寄鯨 三分一
 - 一 流鯨 十分一
 - 一 以て上々多く
 - 一 浦方より突鯨これら節ハ入れて相拂ひ落札金高のうち二十分の
- 右書面の鯨をの處にて相拂候落札金高之内運上付し上候分一定法此
くの如レ尤も御料私領の差別あく御料私領入ノ高あくべど右分一割合

一運上差上ト事

右を下總國銚子浦鯨の儀付相定る

寛文九年の定法より寄鯨御料私領入組の處へ寄りトヘぞ御料の方へ割賦の内ヲ半分を御料の者へ下され御料私領ヲ立會合突せし鯨ハ御料の方へ割賦の内五分一運上さ一上ト事
但し私領入會分郷より流鯨され候る節を定の通り又分け一村萬よ割付地頭へ之を下す是を享保九年十二月四代官原新六郎より其趣同ひの上清もあり

一沖合より流りと見つけ引付トと流き鯨とつゝ自然より岸へ寄り流りと寄鯨といふ突鯨とつゝと鯨を見たり突とめト鯨のことあり依て不時よそあきことあり

○流鯨之きりる節注進書之事
一常陸國鹿島郡下津村沖合より長九尋ほど流鯨されあると付引付ねまト旨延享二年正月注進ふれありト間由勘定所へ早速注進申上ト趣左の通り

覚

一流痴鯨一本 長九尋程

常陸國鹿島郡

下津村

右私四代官所常陸國鹿島郡下津村沖合へ當正月廿四日流鯨されり所の者見付獵船差し出し右村岸へ引寄せ申ト處舗掛ほども相見へ其上切跡おもろかわあり數日流きト体も相見へトよし訴出ト付早速手代差つゝられ見分吟味致させ追て可申上トへども先に注進申上ト

丑七月

御勘定所

○鯨見分より罷越手代吟味心得之事

一流鯨寄鯨ホシネアリヤ
鯨見分ノ届けの節文言の内へ生魚の儀殊々數日流きト旨申トヘど手間どきハてそ魚次オヨ古く相あり拂直段下直ヨアリ申シテ間手代見分の上直ヨハ拂の積リ入札申付ハ拂相向ス上繪図入札差上トア仕立候く旨書加ヘト儀然とびくトアリ前右の趣ヲ相済ミト例カ

一見分ヨ罷越手代鯨見分以もし惣丈何尋鋪掛手外疵の分見分以もレ新ヨ切トシト箇所の有無と吟味しのミタニ繪図ヨモタノリ申シテ繪図認め方を脊通と左右二枚腹の方と一枚都て三枚ヨ書寫し尤モ村

スアリて前ノ振合モウラベキヨ由リ猶尋ねベキトアリ右の繪図面を
鋪掛け其外疵口の寸尺ハ巨細メ認シテレ
一猪鄰鄉ヘハ札申し觸猶落札マキシ
一段申トリノ増金の儀を再応吟味以もレトヘドモ此上相増レトテモ望
アルふや旨を落札トシ證文取セキ

○落札金高ハ勘定所へ書上の事

覚

一流瘋鯨一本 但長九尋二尺五寸 常陸國鹿島郡下津村

此代金三十三兩 内金三分吟味ス付増

右セ私出代官所常陸國鹿島郡下津村ヘ引寄せト流セ鯨の儀先達て由
下知伺ト处入札吟味仕リ一应同ノ上ヲト相拂ひ申セシム旨仰セ度

きトヨ付其段見分の手代方へ申つゝハレト處古飛脚夜中罷飯り手代
方より申越トモ村々入札相觸ト处買人共相願ひトモ九鯨ヲ入札仰
せ付らきトヘトモ既り不と販と相知を兼ト間切分け入札仰せ付ら
トヘぞ買請トヨ手間も相カレバト間右の分見込にて入札仕度旨相願
トユ付願の通り切分入札申付ト處全体鯨古く其上春暖の儀時候レ
くル間此上四五日もぬくもあリトヘぞ皮肉油減レ内筋也用立クシテ
間入札仕り難きよし左トヘソ無益の筋ヨ羅ナリト間由下知ヨセ相違
仕トヘ共直拂の積入札申付札數三十五枚ヨ内落札書面の通ヨル坐ト
増金の儀再立吟味仕トヘトモ鯨古く此上増金成イ難き旨申付ヨ付漸
く金三分増申付都合代金三十三兩ノモ直拂ヨ申付ト旨申越ル則ち入
札三十三枚外ヨ書付三通繪図三枚相添ヘ差し上申ト右金萬の内十分

一上納残金村方へ下されタア追て同書差し出し申付ト右市届の
為り申上ト以上

閏二月

何誰印

御勘定所

○十分一取立残金村方へ被下ト同書の事

覺

一流疵鱗一本 但九尋一尺五寸 橫一丈三尺

常陸國鹿島郡下津村

此代金三十三兩 内金三分吟味ヨ付增

内二十九兩二分水二百文 取揚リ所の者へ被下ト分

残金三兩一分永五十文 十分一運上

村葱高百廿六石一斗三升五合 内分左の通り

高十七石四斗四升四合五勺

金一分永二百六文三分八厘

山料分

高百八石六斗九升五勺

金二两三分永九十三文六分二厘

松平清五郎へ被下外分

右を先達て立注進申上置ト私代官所松平清五郎知行分郷常陸国鹿島
郡下津村沖合より流き鯨ノリあると付去月廿四日引トセ訴へ出外間早
速手代差使ハし見分吟味仕ト處鋪ウケテ上下口先アリ不く其上
數日海上ヒ流ルト相見ヘ切痕數多アリケリ第一腹下ノミシヒ切
肉崩ルト右鯨肚押の積山料私領村ミヘ入札相あキト外處札數三十
枚の内書面の金高ヲ下津村半兵衛と申キ落札モ立坐ト間増金
吟味仕ト處鯨肉窓キ油垂キ少くトモ増金仕ト難キト旨申トヘども

再应吟味仕金三分為増合金三十三兩ヲ落札モ申付リトモ依て流
き鯨定めの通り右金高の内金三兩一分水五十文運上金其内永四百
五十六文三分八厘上納仕ト金二两三分永九十三文六分二厘右村分郷松
平清五郎ヘ下され残金二十九丙二分水二百文山料私領の差別アリ下
津村一村ヘ下されタヤ仕事奉存ト然アリ於て右運上永四百五
十六文三分八厘山金蔵ヘ上納仕ト當丑年ト勘定元モ組仕上ケリ積
立證文下ナシ立ケル以上

延享二廿年二月

何誰印

御勘定所

山附紙書面左の通

其方代官所松平清五郎分郷常陸国鹿島郡下津村より此度流ル鯨之ヲ

ハ旨訴出トニ付手代差戻トハ吟味の上入札申し付金三十三兩ヨリ拂ひ申付られト間右金の内に定の通り十分一運上申付、ウニ此内高割を以て永四百五十六文三分八厘上納シモレ金二兩三分永九十三文六分二厘を分郷松平清五郎へ相渡し残金の儀を下津村へ下されテヤリ相同ノリ承知せしめハ然スニナカニカモソ同の通り取計ウヒハ料の分運上永四百五十六文三分八厘取立上納シム内年当丑年正勘定より組仕上申を終く断本文ニ有ル迄ト以上

丑二月

差上申證文の事

一金廿九兩二分永二百文

鯨ハ拂の内
木方へ被下リ

右を先月廿四日常陸国鹿島郡下津村へ引付ト流シ鯨ハ拂ひ仰せ付ラ

き都合代金三十三兩の内十分一運上金三兩一分永五十文上納シモレ残金書面の通ハセ渡レ下され請取奉リト早速飯村仕リ由料私領の差別ア、割賦仕リ相ノモレ申を乞クト右割合の儀は付若シ不満の美シ坐トシテ後日モ相知シトモリトナシ小レ仰せ付ラズベクト依て證文差上申處如件

延享二丑年二月

名主 誰印

組頭 誰印

百幾 誰印

何之誰様

御役所

常陸国鹿島郡下津村

○金山問屋運上割之事

一 豆州青野毛倉野金山元禄十六年代官小長谷勘左工門の節取立左の
通り

一 砂金一匁より一匁二分まで

無運上

一同一匁三分より二匁二分まで

十五ヶ一

一肩上内
十四ヶ被下

一同二匁三分より三匁二分まで

十ヶ一

右内
九ヶ被下

一同四匁より五匁九分まで

五ヶ一

右内
四ヶ被下

一同六匁より八匁まで

三ヶ一

右内
二ヶ被下

一同八匁五分より十匁まで

二ヶ一

右内
一ヶ被下

右と佐渡荷一荷より出る金目より手てび書面の運上市取立あり但出

繼一荷とりよそ蓬一枚とニッ切としを半枚を入るゆし此内へ出继

醤油樽一盃入呑一ツセ定法佐渡荷とりよそ右の呑一ツ入キル出繼
貫目大緊七八貫目あり

一 右同断元父元辰年齊藤喜六郎代官のせり江戸町入木村彦七問屋願の
節運上割左の通り

佐渡荷一荷は付

一 砂金一匁より九分まで

無運上

一同一匁より二匁まで

十五ヶ一

一荷上納
十四ヶ被下

一同二匁一分より三匁まで

十ヶ一

右内
九ヶ被下

一同三匁一分より五匁まで

五ヶ一

右内
四ヶ被下

一同五匁五分より七匁五分まで

三ヶ一

右内
二ヶ被下

一同八匁より十匁まで

二ヶ一

右内
一ヶ被下

○ 檢地以後取箇付の事

一 七月以前の檢地よりへぞ檢地位付の根取當立毛と對し相應の取箇付
ヨリ七月以後の檢地の場を田畠とも見取よとす。

○ 私領と入組外公用の節書上心得の事

一 私領と入組外公用の儀を書上ト節城付とぞ何の誰在所とぞす。むべ
し亦ちけふす外領分を誰知行所と認め城地を書ぬことあり。

○ 直參の名殿付と書事

一 代官ナリ在所へ廻状ナリハレト節直參の名を記をことくねる時と
何の誰殿と書く法アリスルと上と敬て殿と付ス。

○ 諸納米金伺ひう儀と付定法書の事

一 由年貢米京大坂江戸山藏納の節船中ヨリカク大沢手小沢手蒸米色夷

鼠喰の如くあらびキ米性トシテシテ山藏納めアリ難き分を買納め
カヨハムシベキ客あらども左様メトテモ納主逗留アリ其他品々入
用もかくと外間米手交へふき節と金納ヨリも行ぐ然モトビテモ右
金の後と米納國々の直段ヨリカク京大坂江戸納めとも又其節の
古張紙直段米三十五石ニ付金四兩高銀納めの場所を右割合ヒリツテ
米一石ニ付銀六文高の積と以て相同スベクト
一 惣て三分一あらびキ品々定石代其ナリ津出准所の分畠方米納の場所
金納のみんあらびニ其年ヨリ惣米石代ナリヒト廻米残豆の端米ホ
アリ此類の金納をその時の古張紙直段三十五石ニ付金三兩高アリ
ビヨ三分一金納スル。國々も右同断銀納の場所を右の割合ヒリツテ三
分一直段米一石ニ付銀五文高の積ス。

○穢多煙込納米の事

一穢多煙込持高店年貢近年金納も相成處當年より古來の通米金銀も相
納め外苦々向外並の通り諸役から物當寅年より取立申らゞべく

ト事

享保七寅年五月

○菴鷹山取計ひ心得の事

一菴鷹山にありる村丈配の内よりあると正月初めより羽立り雌鷹菴
菴の上と雄鷹餌を用ひて其の有無を吟味し若し羽立らねあると菴
鷹の所をよく見届けさせ見分の上注進申レ上下知と伺ひあり村方
より取り付書付の案文を前との引付立るあると付之を記す
一鷹居上の前又居上の時分を注進する所へぞ右居上とて鷹匠来る

ありうれよ依て此くうごと菴鷹の村方を物成の内にて年く鷹扶
持と残しやくあり其貢数を大体鷹匠逗留の日数及び人数ホ承り合
せそのうべし

○百姓割合物付仰せ渡され外品の事

一田地へからざる村入用祭礼等と寺社奉 haloの品ハ軒別仕立べ
く事
一但レ兩乞ホの入用地面ヨカレト類を高割仕立べく事
一山林野高のる前ミトリ入會の地相對ヒテツク村限ヨ割合ト事アレ
シムニ死セ本百姓を申モサギ出作あび水呑家砲小前ホの
者ナモ人別割仕立べく事

丑十二月

○無地高の類弁萬の事
タカ
タマタケ

無地高のさん 村中年高より下るを寺社へとからぬありさん
サントウナガサワムラトウセイジデイリゴ
と三州長沢村洞泉寺出入後からまことに正裁許わすれあ
サオキヨ

○譲鉄炮あるひ舟積鉄炮の事
一讓鉄炮の儀を同村の内にて受取渡レバ儀を代官の了簡とよりつゝ譲り
渡ませ同ひ小及ちび他村へ譲りシたレバことを決してあり難レ
但レ當時を他村へ譲りシの儀も同の上あきど仰せ付られト事
一鉄炮舟廻し儀江戸より出鉄炮五十挺テモ浦賀奉行ヘ印鑑と出し切
手をとりトヘビ浦賀通船をさだめテ五十挺余あるとき老中の證
文あくしを通ぬことを又江戸入鉄炮を縱令一挺ノとも老中の
證文ありあくことを通行あくぬことあり

○傳馬町へ人馬申しつらひに次第の事
一上十五日 京橋傳馬町
吉沢主計 ヨレザハヤズヘ
一下十五日 大傳馬町
馬込勘解由 マコメカゲユ

右の通上下十五日宛両方へ傳馬觸申しひりてあり駄賃の儀を馬又
て人足申し付けるありて朱印下さればせひを人馬とも申し越され
馬多きと見を馬一匹ヒキと人足よ引かゆることもされあるあり但し上十
五日京橋カワハレにて駄賃傳馬相つゝむきどく朱印人馬を傳馬町カシマにて相勤め
下十五日傳馬町カシマにて駄賃傳馬相つゝむきどく朱印人馬を京橋カワハレにて相
勤め多う右の心得とて觸つゝりてベレ且つ朝日よ入用の馬と晦日よ
申つゝハレ觸扶カレゼウを京橋へ申つゝンカシマあり十五日よ入用の馬觸を十四
日よ傳馬丁カシマヂムへつゝりんことあり

○品川附出し荷物費目定書の事

廿六貫目

一本馬一駄乘掛
此外蒲團中敷跡付小付小二三貫目の用捨仕ゞぐく

一輕尾

此外右同断

十八貫目

一本馬一駄乘掛

四十貫目

一人足一人持

五貫目

一棄物一拵

六人掛り

一山棄物一拵

四人掛り

一棄物一拵

三十貫目 但し六人

長持一棹

廿六貫目

以上

一江戸より道法百三十七里四丁一間

但し馬次五十六宿
外ノ足役一宿

但し宝永四年十月地震ニ付道付替リ此度十三丁増

上り本荷一駄ナ高

一錢七貫七十三文

内一貫六百四十二文
此度三割まし

同人足賃錢ナ高

一同三貫五百文

内八百十文

下り本荷駄賃ナ高

一同六貫九百四十二文

内一貫二百五十九文
右内

同荷駄駄賃ナ高

同荷駄駄賃ナ高

一錢四貫五百五十九文

内一貫二十七文
右目

同人足賃錢十高

内一貫六十七文
右目

一同三貫四百四十五文

内七百六十七文
右目

一江戸より道法百廿六里六丁一間

内一貫五百三十三文
此度三割増
右目

上り本荷一駄十高

内一貫七百文
右目

一六貫六百七文

内一貫七百文
右目

同荷無レ駄賃十高

内一貫七百文
右目

一四貫三百七十文

内一貫七百文
右目

同人足賃錢十高

内一貫七百文
右目

一三貫二百七十五文

内一貫七百五十文
右目

下り本荷駄賃十高

内一貫七百五十文
右目

一六貫四百七十五文

内一貫百六十七文
右目

同荷ふレ駄賃十高

内一貫百六十六文
右目

一四貫三百七十四文

内一貫百六十六文
右目

同人足賃錢十高

内一貫百二十五文
右目

一三貫二百廿五文

内一貫百六十六文
右目

右ヤ高の外荒井桑名船賃内所合て

内一貫百六十六文
右目

荷物一駄十高百四十六文

内一貫百六十六文
右目

馬一匹口付とも百四十五文

内一貫百六十六文
右目

人足一人ヤ高五十七文

内一貫百六十六文
右目

上り本荷一駄十高

内一貫百六十六文
右目

一江戸より道法合百十九里十五丁五十三間

内一貫百六十六文
右目

草津より道法合百十九里十五丁五十三間

内一貫百六十六文
右目

上り本荷一駄十高

内一貫百六十六文
右目

一五貫九百四十八文

内一貫文
此度三割まし

同荷ふし十高

一三貫九百一文

内五百文
右内

同人足賃錢メ高

一二貫九百七十五文

内五百文
舟路共馬次四宿

一佐屋路道法合九里

上り本荷駄賃

一二百四十二文

内三十九文
二割まし

同人足賃錢

一百五十八文

内二十六文
二割まし

一百廿二文

右の外佐屋ナリ桑名まぐの船賃左の通り

内廿文
右内

荷物一駄三十文

内八文

馬一匹口付四十二文

内右内

人足一又十七文

内右内

一水戸佐倉道水戸佐倉道宿こそ助郷村^{アシヤマツ}を水戸家住^{アシヤマツ}逐^{アシヤマツ}うとをのと
水戸^{アシヤマツ}引付^{アシヤマツ}て人馬出^{アシヤマツ}し助郷^{アシヤマツ}と定^{アシヤマツ}い水戸家住^{アシヤマツ}をあたことをのと
證文^{アシヤマツ}もこれ承^{アシヤマツ}り享保六丑年十二月日付

壹岐守^{アシヤマツ}が^{アシヤマツ}道中守^{アシヤマツ}へ承^{アシヤマツ}り合^{アシヤマツ}处右の通中來了

一江戸^{アシヤマツ}千住宇都宮道法三十六里十二丁廿間^{アシヤマツ}但^{アシヤマツ}馬次廿三宿

本荷一駄^{アシヤマツ}十高

一一貫五百十五文

内二百五十九文
二割まし

荷不^{アシヤマツ}一駄^{アシヤマツ}十高

一一貫五百十五文

内二百五十九文
二割まし

卷之五

卷一百四十四

人足賃々高

一七百八十九夕

内右内
ナミツナ

本荷駄ノ高

內二百五十九

荷エレナ高

內百六十四文

人足賃ニ高

一七百五十一

内右門

1

卷之三

卷之三

卷之三

本荷駄賃十萬

内四百三十一爻

荷ふれ一高

內右內

人足資六萬

右内
ウマツキ
但し馬次三十九宿

岡より水沢まで八里 同所より荒濱寺

三里あり川井す

酒田湊より品川まで海上三百七十九里

卷之十

一荒濱より品川まで海上百三十九里

○山林伐出し山場所繪図の事

山林の内字何と申處伐出し山申付られ先づ見分又罷り越レトソ其林付の村方へ着し名主組頭と行つて右用の報と申レヨリもレ伐ベキ場所の様子手配の次オヒ熟と相あふる名主組頭と案内とて右林の境通りと見分ナシ百姓山の境又を境通りよ堀切ありナシ此筋又水繩を引き方角とナシ間数方角見切の所く字と帳面又記ナシ右のアリに一境と見分ナシ尤終の所の字を記をべし右圓内山の平尾崎を見取繪図又をべしれを惣園の境をもるなりアリ又林内大山あリと字切り尾崎切上を峯境下を根通又際限を立て場所と見積り切出山と山の内又これを境と引くべし仕方前と記をごとしきて

伐出し山の分そつれ又其字地境ホと所の役人どもは案内ひもせん足と以て境通と筋分ゆきせ見切の所と杭と赤り向ふの見留ヘモ杭セ打もせ元杭より番付とて向ふ前へ見通ヘと棹と立棹の先へ附け付はまと見盤と以て見通し一番ナリ二番ヘ何の何歩と方角間数とも帳又記ナシ間数と水繩ヨタ此のごとく見清し置惣園の山繪図を見取大繪図ヨリて伐出を所ナリ見ナシあリ尾崎多く繪図面とて分り難んときと右の形ヨモベし繪図を分ナシアリぞ別段大繪図と右の場所ヘナベセ繪図ヨリシカシヒと置ミ繪図ヨリてもよし然しもナレモ巧者の入ることあり

○山の木立見ナリの事

一山の木立と見今ナリと先づ峯通り半腹通り裾通りと三段ヨ見

べし此見やうを峯通りと木立の厚薄と見坪場ハ中分の所と十坪
とも百坪とも境と極め其内にて何百何十何本と見つても繪図面の坪
數へ兼じ大凡の木数をもととオ一ありて一本ごとに斤端より其
木の皮と削りて番付をあし尺を廻して大サを見る卷がよみて
し又其木の大小は立じ元伐丈を三四尺或と五六尺ジ、ものとし其上
の方にて大サと多くあり階子と用勿論元伐丈の中分とも廻りをも
右木品番付と記し大サと帳又記をべし長サを伐倒して後よりてよ
し帳面より取とれておべし半腹裾通りもこれ同ド

一惣て峯通りを風強く當り木の盲ちゆしく延少して曲り木勝あり
大体を松多たるあり然ども峯に生じハ松を大さむちゞく木筋
筋ぢきとそぞ田々へ渠引物よほよく格別強し惣じて松を何をど
神ぢきとそぞ田々へ渠引物よほよく格別強し惣じて松を何をど

重と受てもあるじことなし況んや峯生の松を風雨よろひをナカと
おもひて育つゆへ別して強く水よも腐をなし中腹と木立茂る
多ありといふ依て大木を少ふかねとも木の延をよれりあつる福の
方を木まづよして雜木多たるあつ杉檜のゑん別して育ちよし
杉檜を湿氣と好むゆへあつ尤も風よ當らざるゆへ真直は育ちて大木
多たるあつ

一木立の内大木の間と雜木の間と別して木立は厚薄なりのあつるを別し
て木立は厚薄なりのあつ是のあつも巾二三間長十間なども荷り
とくせ東と結び何尺廻り一坪何束と見て平均と考へし大木の
近所と生立薄なりのあつ是か勘弁して惣体の坪へうけ束積うと
まかく右と大方違くねまかく

一石伐出し山請負人へ申し付られり見分のとて立合しあはしむ
山元の名主組頭長百姓市林守ふよそく立合しあはしむ
論繪図書物かへそ右の者ども立合印形と取るべし古山清負人へ引き
わふしふ木数木品の寸間と目録よひあし右木數立木にて請う
ハ旨あるべより定杭境通りのわう一切差違申をぬじた段外件
く付てを締ヨヌ証文と取ゆべし
一書物と繪図と其場所とそぞく相違ふをやうよ念と入てゑとしべし
右伐出し山の浅は付村方より取せべき証文もうれあり然レふ
其節の時宜よそべし

一五分一丈三尺三寸山分のしフトサトと右今ト場所と繪図を
委しく令うトマニ志をかべし山分の浅何方より何方まで何と境と
一山の木立と裾通りより伐初よりあり山出しの勝手より先より
づ伐すべき場所を鑑定苗木と跡て足場をとくして伐りべし鹿衆の費
もふく勧も仕よたあくちて根伐とし序より倒さべき方なり峯の方へ倒
さが至てよろしかなか若し左やうふく難きとんと左右へ返らべし谷
の方へを必ず返らべうべし山出し成り難きとあり此に得て下よ
り段々上へ伐のやうび山出しのとを人夫ホのかゝり少く勧も仕く
して足代苗木ホの費もあし

字と銘これと記すべし
一山の木立大方此のごとくあきよも山の模様よとて一槩ヨモ定め難
し日受風當りホヨテ次第ヨリア木品リ之准を

○立木根伐の事

一山の木立と裾通りより伐初よりあり山出しの勝手より先
づ伐すべき場所を鑑定苗木と跡て足場をとくして伐りべし鹿衆の費
もふく勧も仕よたあくちて根伐とし序より倒さべき方なり峯の方へ倒
さが至てよろしかなか若し左やうふく難きとんと左右へ返らべし谷
の方へを必ず返らべうべし山出し成り難きとあり此に得て下よ
り段々上へ伐のやうび山出しのとを人夫ホのかゝり少く勧も仕く
して足代苗木ホの費もあし

一山の木を伐るには足代とオケ木の返る方へ留木とすゝれ木と仕け
けゝるゝ是を木の損せぬ為且と大木取扱ひの為あり

一請負入山師ふゞめ伐りにそ地上六七尺置て伐るありとくようとく足
代として札二三人にて廻り伐るを多く根より伐て直は打返を紀
と木の真ぬなることなく地上六七尺も置て伐放し切口を下へそがれ
落せど立木のまゝにて自然よ返るあり是を返らべた方を極め仕うけ
とて倒さるゝ

一右の切口へ改役人極印と打手を勿論材木へも打べし其上前条を記す
所の長サ寸尺を書かゞべし又切株の長サ切残しの寸尺をも書かゞ
あり尤も前々見分の節の書物又引合ゞべし

一切株を大方下直は入れるものあり然もどり上木の分を別て木目

トろした故直段より割のよたすりあり檜櫛木を博木はあり是が心
得りべし

一格別の大木を焼伐とつぶさることり是を木の根元五六尺の間と
八角十文字は貫穴のごとく彫込み廻りと柱のごとくは切のこし惣休
みて持せおき右の穴より焼草を入れ焼くあり火のともかね所へそ火
と配り廻りの切のこしと一齊は焼切やうとべし一齊は焼切て後
根の上立と徐くと返すをあり尤も木の内外より焼草をうけて焼くべ
し左ふたときと一皮こよさうひのうをうへて上げることなく心得へ
し

○杣取の事

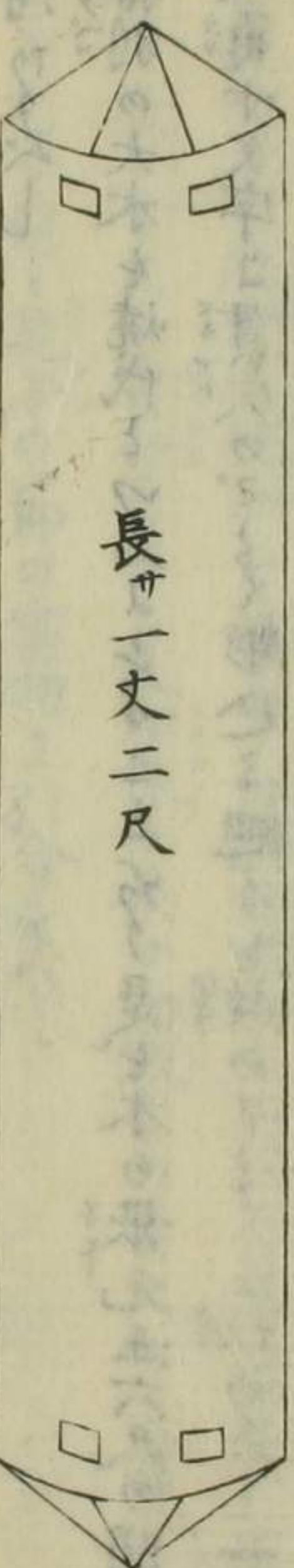
一五寸角以上を杣取とり五寸角以下を巻し取つてあり

一五寸角以上を一方一寸五分宛鷲目代と立るあり四方一寸五分と引落
し一尺角あると尺角といふ

一五寸以下を鷲目ふし六寸角と五寸角立すあり然起を一面五分宛
引立るこれを鷲目のきくりだけ引く心あり

○丈木の事

一十二丈物とりを突巾頭より内を一丈三尺よりあり一尺の余分ハ
穴代五寸ヅの積りあり正味一丈二尺ある因左のごとし



此とまん頭を川下の節石へ突かすとも碎きぬ用心小口を穴と海へ

出しと取りやひく後すちり第あり
一格別の大木を鉄物とためるありをも小口より三尺目などとおける故
其心得とて根伐丈も積りつゞめあり然し通例の木ととまん頭と
て用すあり

一板を六尺五寸取り一坪とて十三丈の割あり

○大木見分の事

一用木見分又罠越レトリ先木筋と念と入て見よべし若し木よろづ
らぞ取せよベレ腐入行きをあす又杆にてたうせ見べし。かく
と音のちるを内よろづく此のごとく改めよくよろしきと見ぞ
足代と組せゆ前又高と積よべし堤を注久通りと山の陥しき處又を
木立よみし所と自由と見へ難きりのあり是木と大概木の元より

山の上の方へ勾配コラゲをとし其木ヒと見通ハラフして知るべし間數注文カクスウ ナウモシ合アヘと足代を組せ後平と改べし

一 末口改様スルキモダガタへ目通の寸尺を取り一間何分おたりとて間数をかけて知るべし尤も平とかけ太サと取る事又山師の法と目通りより上一间スルキ六分五厘スルキ引て末口の廻ハラフりよる大方合よりのあり然ほども山カニ寄シテ木品ヒも寄シテ或シテ木の育チよリて一樣イチヨウあくシテ心得シテて叶カニひがくシテ但シテ其木ヒも由ヨツて二三間スルキの間ハラフの劣アトを見準ハラフして大数を知るべし木ヒよりて劣アトあしよスル六七間スルキも走ハシケル又急カタマリ又細ホリもひり少シテて劣アトもひりて一概ガタも取ハシケルがくし口大凡オロハシと知シテめあり一後平を改シテにそ足代と注文通り向數を出し曲尺を出し下ハシケルべし見べし後平とつぶと左ハシケルのとく

平

後

右図の如く平ヒとあぐた處後ハシケルはあぐべき處筋ハシケルあぐヒよ疵キヅかの有無

を改シテることあり

一 松を注文ナウモシより末口少ハラチ少ハラチとも用ハシケルて古用木ヒもあくあり是松の木と上カミへ重モモとくるやど上カミへ反ハラシきのよリ外スルの木ヒより格別丈夫タヂツジサクふりよリ引物ヒツモノホシ用ハシケルる故ハシケルあり

一 右平物を立木タケと後平の巾長ハラタチと積ハシケル多ハラシい惣カクて此の如を大木山出し以ハシケルし出ハシケルを小口コロも巻鉄ミカチとツ包ハシケルむりて小口ヒより二尺程ツチヤおまハシケルて綿穴ツブ

を彫り夫より四尺ほどおむく又鉄の輪を以てアキアリ元末居る平ら
くあると見立べし中程曲りたりても少レギリを見へぬりのあり尤も
塚の立やうと用ひらるゝものあり只木性をよく吟味を以し勿論
右の類を用承りト節同ひ有るがトロシ注文通りの木されふき時
為より用捨のあどを同ひ置ルヘビ差支へあれどもありとて懷を
廣くして吟味より念を入レ注文より合ハヤ心樹専一あり

○根伐以あしハ木輕重取計ひの事

一都て木と根伐して直々枝を切取ルヘソ格別重くあり木のあり是ハ枝
へ哉をべき木の勢哉をること能ハをして内ヨ筆る故あり又根伐して
四五日を経て枝を取る木を格別軽くある木のあり是木の勢皆枝
哉それもあり元より根伐したる木あれど木の液有るやけ枝へ哉をねぞ

繞く勢ふきゆ内ハ空虚とありて軽くあり形は山師の祕事ふ

○渡場出し川下げの事

一右根伐以あし有る木山より谷へ下し谷川を流を初め場所の平地を見
立此所より小屋をかけ川流しの木持とて川へ入アリ爰を渡場と云
谷川水増の時も又小水のときは川流し出来義る木のあり中水の時と
最もよろとてゆて谷川より大川の間と二三ヶ所も一カ所として川上より
水を湛へ材木を入り一番の七切を開ち水の引立よ衆ゾテ材木を流
すも水を緩くあるときハ二番の七切を切るかし水の勢を付けて流し
此の如くして大川まで流し大川口より入小屋をかけ川入の木数を改め
既に下をあり尤度場出しお節も木数を改め木品寸尺ホと帳面より記

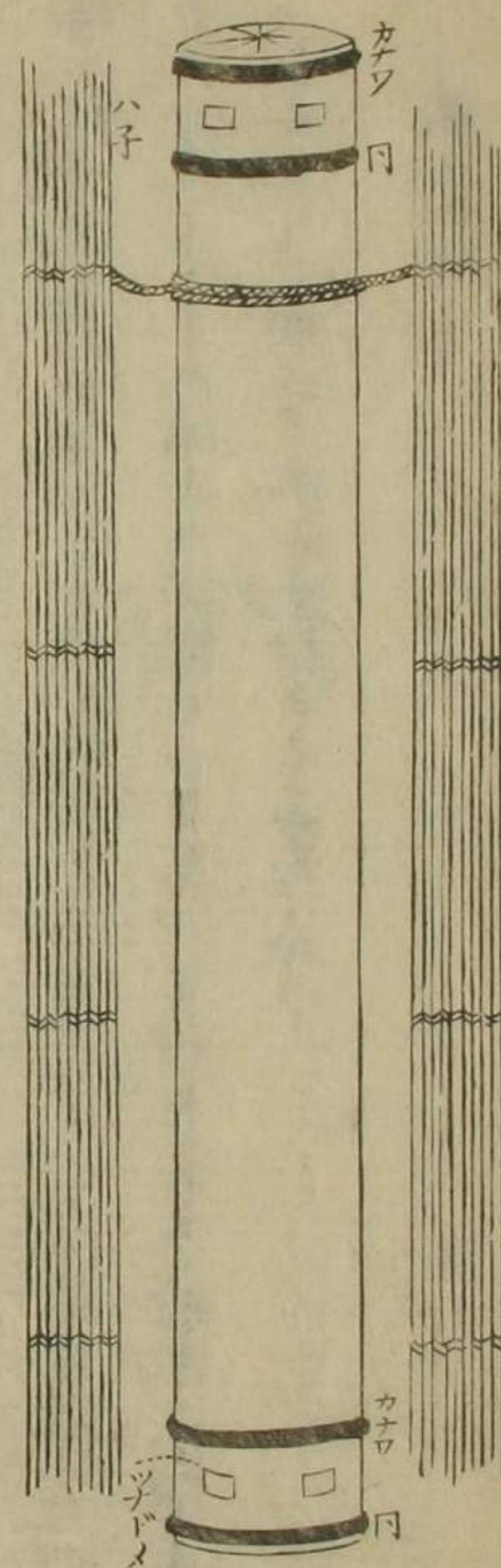
しやくあり而して川付の村へ前より廻状と出しひ用木川通りよ
て粗木の儀うねふまやゝ以るし洲がくとホの節を人足を出一取も
づし川下トコトげ滯トコトらばやう見廻り申しごき旨あくびよ急雨出水ハカタメデの節
材木何方へ流せ散りとも隠トカしゆつど注進申トクジンシムヒタチふどの文言ルと料
所私領とも相觸トコトをやべし勿論材木の印マロングザキを一樣トモニにて鑿形トモボリあるあ
う又大川スカウのホ海ハシマへの取付トコトは揚場アゲバをこしりく姿ココロも小屋ヤマをかけ役
人詰居シツメテ材木と水揚アゲひし木數寸間ハと改りトコト廻船トコトミツツバと積マツ廻
をあり

○大木水上乗方の事

一大木を乗るとき左右カラカタ唐竹カクタケと羽ハナと付べし尤モリ其木の太長トヨナガと應スルど
竹の束数羽クバタタナの開ヒラを増減トコトするを任ヒサシレ藤繩タケと丈夫ユヒツと結付べし右ハシとす

竹の付タチを其木と羽の間ダと明アマて竹と木と別ハセる流フク様マウながら之を
海又を川アマとも其木の流フク勢ハシマひよ志シテ左シテ右シテの明アマよ品ハシマ流
き早ハシマた川アマとを間ダと廣ヒロくトコトあり然ハシマし余ハシマり廣ヒロくトコトきと網延ハシマと羽
竹格別モタグよ下トコトりとぐるよよ其木の綱ハシマめと細木ホソキと通し其木へ羽の鼻ハナ
と持モタグまつ大体浅艸川アマふどハシマ流フクとと間ダと一間ハシマとも開ヒラてよし流
早く走ハシマせの川アマそハ二三間ハキ引ハシマたハシマあハシマ海と乗ハシマる右シテ心得ハシマあ
組モタグ引舟傳馬テンホと付ハシマべしと難ハシマ風ハシマかの為ハシマよよし又用木海上アマと廻
ちんを其きよの浦ハシマへ浦觸ハシマと出ハシマをありこれよよく材木ハシマは別條ハシマ
たハシマあハシマ又羽ハシマの木ハシマを沈ハシマむことあるあ

図左の如し



○材木才詰心得の事

一材木才詰をソウシウの物ノセモ尺角十二丈^{ヤク}即ち一丈ニ物本法あり
一寸棒とツフと一寸角一丈二尺の木とシヨ

一オとツフを一寸六面の木セツフ即ち此のどと紀をシヨ 双六の
賽の形より唱ふる物ノ然まとも才の字を用ふ

一尺角十二丈^{ヤク}の木セツフ棒夏奉^{スミ}一ト坪^{ヒラ}一万二千功ありよろそ十二セ定
法と一ト才坪^{ヒラ}除^リき尺角^{ヤク}何十何本何分何厘^リと知^リアリ何分何厘^リ
十二セ兼^{シテ}何功何分^リアリ

一寸棒一本の才坪百廿功アリ

一尺角板取鋸目一通^リ二分^シ、定法アリ此才坪二百四十アリ依て挽
減定法二十四と定め通り數ヘ此定法^ヤ兼^{シテ}引減の才坪^ヤと知^リ物^ヤ体^ヤ
内^リて減残アリ有坪^{ヒラ}立^タアリ一通^リ二本引^シアリ
一板削^{ハサウエ}アリ代^シも兩面前^リ二引^シアリ片面一引^シ穴^{ヅモ}の積^リシテ右の心得
ソ以て板数ヘ兼^{シテ}減^リアリ立^タアリ依て兩面前^リ二十セ兼^{シテ}小

ア

一才^{ヒラ}通^リ稿^{ハシ}も蒂^{ハシ}坪^{ヒラ}詰^{ハシ}を別段^リセざることアリ故^シは蒂^{ハシ}ヤ^リの長^シ取^リ

厚巾と乗じて坪と詰るあり然るときを帶つ木を左余計をほど
し其代り榦柱のより坪数入らばる法あるはど是より差引をタコ
アリ

○鉄物の事

此形の釘と永釘
とツフ是と坂槌の測
板をキ目へ打つアリ

此形の釘と甲釘
とツフ常の
釘のアリ

此形の鍵兩作とも手ちびひともツフアリ 坂槌鳥居柱側
板木へ取付る所ども用ゆるアリ

是を常の鍵アリ

右の長サ太サ丸折頭かと記し一本一挺の目方數と記し本數へ兼レ
貫目と積り、代と付スルアリ

東京 大月忠興校

昌黎縣志

